



一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第103回 理事会の焦点

「行政との意見交換」の回答について

開催日時 5月25日(月) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 令和7年度事業報告承認の件
- ② 令和7年度決算報告(案)承認の件
- ③ 会計基準変更承認の件
- ④ 第13回定時総会招集決定並びに提出議案承認の件
- ⑤ 第13回定時総会等「令和8年7月6日」のスケジュールに関する件
- ⑥ 第13回定時総会における来賓者承認の件
- ⑦ 令和8年度スローガン承認の件

理事会冒頭、櫻井会長から「6月9日に『個人タクシーを応援する議員連盟』の総会開催が決定しました。その開催に先立ち、本省において5月13日に協議を行いました。

協議では、75歳定年制延長に係る条件案を提出しており、健康診断やMRI等の検診、先進安全装置の装備義務化などを盛り込んでいます。

議連総会では、この案に対する回答があると思われるので、引き続き75歳定年制延長に向けて取り組んでいきたいと思います」と挨拶がありました。

「行政との意見交換」について

3月5日に開催された全個協関東支部



「中東情勢の影響で、エンジンオイルや塗装材料の不足が深刻になってきている」と話す櫻井会長

主催による「行政との意見交換」に関し、主要要望に対して行政より以下の回答がありました。

・運転経歴要件の緩和について

「運転経歴要件の緩和は個人タクシー事業の参入要件の緩和に直結しており、個人タクシー事業者の質の低下を招く恐れがあるため、個人タクシー制度の趣旨から慎重な検討が必要なものと考えている。また、若年層の運転経歴要件の緩和については、法人業界をはじめ関係者に意見を伺い検討をしていく必要があると考えている。35歳未満の運転経歴要件の変更は、本省における通達改正が必要となることから本省に上申させていただきたいと思う」

・営業所として使用することへの承諾の廃止

「営業上の管理を行う事務所としての使用権原を有しているか賃貸借契約書だけでは判断できないことがあるので、貸主からの営業所として使用することへの

承諾を必要としている。賃貸借契約上のトラブル防止の観点からも、貸主からの営業所として使用することへの承諾は必要と考えている」

・羽田空港定額運賃制度について

「現状適用している事業者が存在する羽田空港定額運賃制度自体を廃止するということは考えていない。利用者利便を阻害しないことが重要であるため、どのような手段があるのかなど、法人業界をはじめ関係者に意見を伺い、検討する必要があると考えている」

・遠距離割引認可申請の「個別審査」からの除外

「遠距離割引については、法人・個人、同様に厳格に審査しているものであることから、個人タクシーのみ審査を省くという取扱いはいできない」

・銀座無線タクシー乗り場について

「これまで13号及び18号乗り場において交通渋滞等の問題は確認されておりませんが、混雑やトラブル等が発生した場合には利用者利便を損なう恐れがあることから慎重な検討が必要と考えており、現時点では無線アプリ配車以外を対象とすることは想定していない」

決議事項は原案に一部変更を加え可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (令和8年5月1日現在)

許可事業者数 8,877名	特別区、武三8,524名	北多摩123名	南多摩230名
傘下事業者数 8,344名	特別区、武三7,998名	北多摩117名	南多摩229名

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和7年度セーフティドライブ・コンテスト 結果報告

安全運転・事故防止の徹底を図るため、令和7年度警視庁主催のセーフティドライブ・コンテストに119組595名が参加しました。そのうち、無事故・無違反の達成チームは87組、達成率は73.1%と、昨年度を0.5%下回りました。

【3年連続達成：3団体】

● 墨東支部

● 足立支部

● 全個人協議会

● 新宿支部

● 杉並支部

● 世田谷第二支部

● 南多摩支部

● 北多摩支部

● 交友協組

● 新中野支部

● 東京相互支部

● 東京西北協組

● 自交総連協組

● 多摩個連

【2年連続達成：12団体】

● 足立第二支部

● 葛飾第一支部

● 北支部

● 渋谷支部

● 文京第二支部

● 武三支部

● 城南支部

● 板橋支部

● 亀戸支部

● 城東支部(日)

● 新東京支部(日)

● 都民同盟

【9年連続達成：1団体】

● 石神井支部

【5年連続達成：2団体】

● 江戸川支部

● 新足立支部

【令和7年度達成：13団体】

● 荒川支部

● 品川第三支部



脳血管疾患を未然に防ぐため



脳ドックを受診しよう!

事故防止コンテスト

交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率(人身事故件数/事業者数)の低い上位5団体に対し、総会にて表彰が行われます。

★上位5団体★

順位	団体名	事業者数	人身事故件数	発生率
1	世田谷第三支部	52	0	0.00%
1	南多摩支部	99	0	0.00%
3	北第二支部	95	1	1.05%
4	江戸川支部	149	2	1.34%
5	文京第二支部	64	1	1.56%

期限更新申請書提出後の道交法違反等報告の徹底について

令和8年5月31日 更新者の皆さまへ
期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日(5月31日)までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体の長が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、令和8年5月31日付期限更新者につきまして、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をされますようお願いいたします。



生活道路における法定速度が引き下げられます

令和8年9月1日より、改正道路交通法施行令が施行され、生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線等がない道路のこと）における自動車の法定速度が時速60キロから時速30キロへと引き下げられます。
※道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



次の道路における自動車の法定速度は引き続き時速60キロです

- ①道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上または柵その他の工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

感謝の手紙

都営協 事業団支部

奈須 忠良 さんへの感謝の言葉

車イスを使っている人と一緒に乗せていただいたのですが、乗車時、降車時ともに丁寧にサポートしていただきました。車も大型車で快適に目的地まで連れて行っていただきました。ありがとうございます。

都営協 新足立支部

山田 武光 さんへの感謝の言葉

子どもと一緒に乗りましたが、快く対応してくださり助かりました。車内で奄美大島のご出身だと教えていただき、お孫さんのお話などを色々としてくださったので、くつろいで乗ることができましたし楽しかったです。

レクサスのタクシーには初めて乗りましたが、乗り心地も良く快適でした。ありがとうございます。

「よかった」と感じていただけることが、個人タクシーの未来へとつながります。一人ひとりの心構えで、個人タクシーを利用していただくお客様をこれからも増やしていきたいでしょう。

行政処分状況

処分日	氏名	住所	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
4月7日	柴崎 勲	三鷹市	文書警告	運送法第94条第1項	報告義務違反	0点

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和8年2月	10	1	1	12
令和8年3月	11	2	0	13

処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

令和8年4月報告分

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重過去歴	処分内容
都営協	新中野支部	N・M	62	R8.3.3	中央区銀座5-1	事業者乗務証裏表示	1件	表示灯使用停止 換金停止
都営協	都民同盟	T・S	64	R8.2.1	渋谷区道玄坂2-1	運送引受拒絶	1件	表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和8年4月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です
※過去歴は、本案件以前の指導事案件数(適正化研修の受講等により指導事案に該当しない件数を除く)

計報

氏名

3月

所属団体

享年

小川 光一 (東個協・北)
 金井 辰雄 (東個協・武三)
 弘兼 秀一 (都営協・板橋)
 高橋 喜一 (都営協・自交総連)

4月

伊藤 正明 (東個協・足立第一)
 渡邊 才二 (東個協・世田谷第二)
 氏家 康雄 (都営協・事業団)
 武澤 清 (都営協・第一事業団)
 大塚 實 (都営協・東京旅客)

ご冥福をお祈り申し上げます。

82 76 60 78 68 70 63 73 74

地理モニター報告¹⁰³

【移転】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
小石川税務署	文京区後楽1-7-22 小石川地方合同庁舎3階・4階	文京区春日1-4-5	令和8年5月

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
GRAND MONday 上野御徒町	継承と革新が交わり、過去と未来が交差する宿が誕生。	台東区台東4-6-1	令和8年5月

【道路・橋等】

名称	概要	変更日
西巣鴨橋 (北大塚3丁目～東池袋2丁目)	老朽化に伴う架け替え工事が完了し、北大塚～東池袋間の交通が回復。渋滞緩和やアクセス向上などが期待される。	令和8年3月

警視庁主催 高齢タクシードライバー交通安全講習会

危険感受性を高める意識を持つ

5月8日(金)午後1時より、「高齢タクシードライバー交通安全講習会」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、個人タクシー事業者3名と法人タクシー乗務員3名、計6名が参加し、視野検査、運転適性検査、実技を通し、年齢に合わせた安全運転の重要性を学びました。

講習会は講習内容を2つに分けて行い、前半は視野検査とCRT運転適性検査を行い、その結果についての講義、後半は教場コースへ出て実技が行われました。

適性検査の結果を踏まえた講話では、「皆さんの結果はどうだったでしょうか。結果が悪いから、衰えているから、運転をしないといけないというものはありません。衰えたからこそ何に気をつけなければいけないのか、そこを考えた上で運転をしていただきたいと思えます。皆さんがどんなに安全運転を心がけても、最近はずっとUP(電動キックボード)や自転車のルール違反による事故も増えています。そういう事故に遭わないためには、ご自身の認知機能や運動機能の低下を正しく認識し、周囲の状況や自転車や歩行者の『かもしれない』行動を予測しながら事故を未然に防ぐ安全な運転をお願いしたいと思います」という話がありました。

また実技では、運転時の正確な姿勢についての指導を受け、改めて「正しい姿勢をとること、より安全性が高まる」ことを再認識したあと、教官が同乗して課題走行を行いました。一時

停止や指示された速度での走行、右折時の確認などを行い、それぞれの運転者ごとに視野検査の結果と合わせて、自身では気づきにくい様々な運転のくせや欠点等について個別に指導が行われました。

参加した事業者からは「衰えているとは思っていただけると、事実として見せられて気を引き締めなければと思っただけ」2度目の講習受講だったのが、今回はまた新鮮な気持ちで受けることができました。

「正しい姿勢は事故防止につながる」と正しい姿勢の大切さについて説明を受けた



「正しい姿勢は事故防止につながる」と正しい姿勢の大切さについて説明を受けた